明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（総務三七四）　一
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（同三七五）　二
○除籍の一部が滅失した件（法務五一二）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同五一三～五二〇）　三
○関税協力理事会を設立する条約へのギニアビサウ共和国の加入に関する件（外務四三三）　七
○条約法に関するウィーン条約のブラジル連邦共和国による批准に関する件（同四三四）　七
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業九）　三
○視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁四四）　七
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働三六四）　七
○保安林の指定を解除する件（農林水産一七六六～一七六八）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七六九）　八
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業二二五）　八
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通一一五四）　八
○保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件（同一一五五）　八
○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（同一一五六）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一四〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三六七）　八
○浄化槽の型式を更新した件（沖縄総合事務局四三）　八

〔国会事項〕

内閣　文部科学省　一

〔人事異動〕

公証人任免（法務省）　一〇

〔皇室事項〕

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局、関東同）　一〇

〔官庁報告〕

法　務　一〇

公　聴　会　一〇

諸　事　項　一〇

〔公　告〕

官庁

佐賀東部・大丸用水土地改良区の定款変更の認可、公示送達、建設業の営業の停止命令関係　二

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二

会社その他　三

告　示

○総務省告示第三百七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十二年十月二十四日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十二年十月八日

総務大臣　片山　善博

次に掲げるもの以外の在外公館の長

在インド日本国大使、在カンボジア日本国大使、在シンガポール日本国大使、在スリランカ日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在中華人民共和国日本国大使、在バングラデシュ日本国大使、在マレーシア日本国大使、在モンゴル日本国大使、在ラオス日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在エクアドル日本国大使、在チリ日本国大使、在パラグアイ日本国大使、在ブラジル日本国大使、在ホンジュラス日本国大使、在メキシコ日本国大使、在アイスランド日本国大使、在イタリア日本国大使、在オランダ日本国大使、在キルギス日本国大使、在スイス日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在スペイン日本国大使、在デンマーク日本国大使、在ドイツ日本国大使、在フランス日本国大使、在ルクセンブルク日本国大使、在ロシア日本国大使、在シリア日本国大使、在ウガンダ日本国大使、在チュニジア日本国大使、在ジャカルタ日本国総領事、在釜山日本国総領事、在上海日本国総領事、在瀋陽日本国総領事、在香港日本国総領事、在マニラ日本国総領事、在シドニー日本国総領事、在パース日本国総領事、在メルボルン日本国総領事、在オークランド日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在デンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ハガッニャ日本国総領事、在ポートランド日本国総領事、在ボストン日本国総領事、在ホノルル日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、